

政法第4103号  
答申第462号  
平成29年3月27日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成27年3月31日付け廃第2171号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第574号

平成25年7月23日付けで異議申立人から提起された、平成25年5月24日付け廃第333号で行った行政文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、別表2の「開示すべき部分」に掲げる部分を開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

平成25年3月25日付けで異議申立人は、千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○（以下「本件事業所」という。）に関する  
・ 県作成の復命書一式（過去3年間）  
・ 大気調査の分析及び解析業務等の委託仕様書  
・ 契約書一式（過去3年間）」

3 特定した対象文書

実施機関は、別表1に記載の文書1から文書56（以下「本件対象文書」という。）を特定した。

4 実施機関による決定

平成25年5月24日付け廃第333号で行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

5 異議申立て

異議申立人は、本件決定を不服として、平成25年7月23日付けで異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件決定を取り消すとの決定を求める。ただし、「法人代表者印の印影」、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報」については除外する。

2 異議申立ての理由

今回不開示情報にかかわる主要な部分は、特定の廃棄物処理施設についての立入調査に関する情報である。不開示の根拠については、条例第8条第3号イ、第5号及び第6号に該当するとされた。そしてその理由として、立入調査に関する情報は、当該事業者の権利又は競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、県の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれもあり、さらに当該指導監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるためとされている。

しかし、そもそも本件事業所の事業活動は厳格な燃焼条件、フィルターの設置など特別な安全対策なしには社会的に存立が許されない事業活動であり、そのことから「人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれのある事業活動」と言える。

本件事業所について頻繁に立入調査が行われているのは、本件事業所周辺で多数の健康被害を訴える声や産廃110番通報が寄せられるなど、公害源と公害因子の特定、根絶対策をとることが県に緊急に要請されているからであり、かつ過去に本件事業所を発生源とした公害問題が起こった経緯があるからである。

すなわち、当該事業活動により人の生命、健康、生活又は財産を害する現実的な可能性があると認められる。

不開示部分が公開されることにより、本件事業所の安全管理の実態を住民も知ることとなり、それにより事業者も徹底した安全施策の実行が求められることとなることが期待される。

以上細かく考察したが、異議申立人が開示を求める情報は、条例第8条第2号ロ、第3号で「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に他ならず、不開示について不服があるのでここに異議申立をするものである。

### 3 口頭意見陳述の要旨

実施機関は、平成26年9月25日に異議申立人の口頭意見陳述を実施し（以下「本件口頭意見陳述」という。）、その主張の要旨は以下のとおりである。

(1) 本件事業所については、平成19年に操業を開始したものの、排ガス中の塩化水素濃度の基準超過が判明し、稼働を停止し、その後実施機関から改善勧告が行われ、千葉県廃棄物処理施設設置等専門委員会において審議されたが、未承認のまま本件事業所が勝手に稼働したという経緯がある。

その後、本件事業所の周辺住民から被害の訴えが相次ぎ、健康被害の広がりが見られ、危惧されていた。

平成21年の〇〇市の調査の結果、体調の不具合を訴える市民が多発していることが明らかになった。そして多くの市民から産廃110番などを通じて苦情が寄せられた。

その主原因の一つとして、いわゆる杉並病の原因物質として注目された揮発性有機化合物（以下「VOC」という。）の可能性が指摘されている。

本件においては、平成22年夏、平成23年冬の2回VOC分析が実施され、計131種のVOCが検出された。

これらの検出結果から本件事業所の不適切な燃焼温度管理の可能性が推察された。

- (2) 本件事業所に対して、実施機関は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第19条の規定による立入検査を行い、現場の維持管理状況を確認し、その結果を庁内で報告し、必要に応じて本件事業所に対し指導事項票を交付してきた。また、住民からの産廃110番などの受電で現場の監視パトロールを実施し、その記録書兼報告書を作成してきた。しかし、これらの文書が住民に開示されることはなかった。

当該文書に記載されている、本件事業所の管理の実態、周辺住民からの産廃110番時の施設の状況、トラブルの要因、実施機関職員の対応と事業者への指導内容、それに対する事業者の改善状況などは、健康被害などとの因果関係を含め、生命、健康に関わる重要な情報であり、住民としても最も関心のある情報である。

本件請求の結果、パトロール記録書兼報告書、立入調査報告書、立入検査票、運転状況確認票、復命書が開示されたが、その実態は、パトロール記録書兼報告書は、〇時〇分に通報あり現場確認という記載を除き、その他は不開示。立入調査報告書は、日時、立入場所、立入者の記載以外は、不開示。立入検査票は、立入検査結果、適不適の総合評価、そして項目毎の評価が開示、指導事項票は肝心の指導指示事項は不開示、写真も不開示で、運転状況確認票も不開示という、黒塗りの文書開示であった。

これでは、本件事業所の管理の実態、周辺住民からの産廃110番時の施設の状況、トラブルの要因、実施機関職員の対応と本件事業所への指導内容、それに対する本件事業所の改善状況など、健康被害などとの因果関係を含め、生命、健康に関する重要な情報が一つも提供されないことになる。

実施機関によれば、不開示の理由は条例第8条第2号、第3号イ、第5号及び第6号に該当するというものである。しかし、実施機関は不開示の





に対して実施機関が行った調査の契約書等や立入検査内容の記録文書であり、委託調査の契約内容や立入検査の状況等が記載されている。

なお、本件請求に対し条例第8条第2号、第3号イ、第5号及び第6号に該当するとして部分開示を行った本件決定については、本件異議申立て及び本件口頭意見陳述の申出があったことから、平成26年8月1日付け廃第693号で本件決定の一部を取消し、同日付け廃第694号で条例第8条第2号、第3号イ及び第6号に該当する一部の情報の不開示を含む内容で再決定を行った（以下「本件再決定」という。）。

## 2 条例第8条第3号該当性について

本件対象文書は、本件事業所についての立入検査に関する情報であり、これらを公にすることにより、本件法人に対する誤解や憶測を招くこと等、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第8条第3号イに該当する。

## 3 条例第8条第6号該当性について

本件法人は、廃棄物処理法に基づき実施機関が許可した産業廃棄物処理施設（焼却施設）である本件事業所を〇〇市内に設置し、運営している。

本件事業所においては、近隣住民からの苦情が絶えなかったため、実施機関として、健康アンケート調査及びVOC等の調査並びに本件事業所への立入検査等を行った。

これらの調査及び立入検査などの業務において取得した、産業廃棄物不適正処理等監視指導業務に係る監視パトロール等の対象に関する情報及びそれに伴う行政指導等の指導監督事務に関する情報については、これらを公にすることにより、当該パトロールにおける違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがあり、また、関係者の協力を得られなくなり、正確で詳細な供述を得られなくなるなど、当該指導監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、当該不開示情報は条例第8条第6号に該当する。

## 4 異議申立ての理由等について

(1) 異議申立人は、本件法人の事業活動により人の生命、健康、生活又は財産を害する現実的な可能性があると認められるため、本件対象文書における不開示情報は条例第8条第2号ただし書口及び第3号ただし書「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要と認められる情報」にあたり、開示すべき旨主張している。

本件決定において個人情報を選定した条例第8条第2号に該当するとして不開示とした部分は、特定の個人の住所・氏名であり、同号ただし書口に該当しない。

また、条例第8条第3号該当として不開示とした法人等情報については、本件事業所が法に違反して排出基準を超過するような事実が認められず、いずれも健康被害の原因と直ちに直結するものとはいえないことから、同号ただし書に該当しない。

- (2) 異議申立人は、立入検査等における具体的な行政指導の内容や事業場内の写真の開示を求めているところであるが、行政指導は、事業者の任意の協力の上で行うものであり、事業者は、行政指導を受ける際にその内容の軽重や状況によらず逐一公表されるというようなことは想定せずに対応していることから、立入検査等で多くの情報が得られているところである。

このような情報は、性質上、本件法人の運営上の内部情報（ノウハウ・顧客情報）として保護されるべきものであり、また、その内容が公になり、情報の扱われ方によっては、誤解を招くなどして本件法人の競争上の地位その他正当な利益を損なうおそれがある。

よって、本件法人の権利又は競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第8条第3号イに該当する。

- (3) 異議申立人は、不開示にされている実施機関から本件法人への具体的な指導内容である指導事項票及び事業場内の写真の全面開示を求めているが、法に基づき処分が行われた事案と違い、本件のように、行政指導により相手方に改善を促している状況において、現場で行った個別の行政指導の内容を開示すると、今後、実施機関の行政指導に対し協力が得られなくなるおそれがあることや、自らの発言等が逐一公表されることを知った事業者（従業員等）が実施機関の調査等に対し詳しい状況等の説明を躊躇することなどにより正確な状況の把握等が困難となるおそれが大きい。

よって、今後の実施機関の廃棄物処理施設の指導業務に支障を及ぼすおそれがあり、条例第8条第6号に該当する。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件決定について

本件対象文書のうち、文書1から文書7（以下「契約書等」という。）は、業務委託契約書等であり、実施機関と契約相手方との契約内容等が記載されている。

本件対象文書のうち、文書8から文書22（以下「パトロール報告書」と



いう。)は、実施機関が行った監視パトロールの報告書であり、当該パトロールを行った日付、場所、職員の氏名、確認内容等が記載されている。

本件対象文書のうち、文書25から文書41(以下「立入検査票等」という。)は、実施機関が本件事業所に立入検査を行った際の報告書であり、立入日時、本件事業所名、本件事業所の所在地、職員の氏名、立入検査の内容等が記載されており、また当該立入検査の際撮影した写真等がある。

本件対象文書のうち、文書23、文書24及び文書42から文書56(以下「復命書等」という。)は、実施機関が本件事業所に立入検査を行った際の復命書であり、立入検査票等と同様の内容が記載されている。

実施機関は、第4の1のとおり、本件決定の後、平成26年8月1日に本件決定の一部を取消しているため、本件決定のうち当該取消部分を除いた不開示部分の妥当性について、以下検討する。

## 2 本件決定の妥当性について

### (1) 契約書等について

当該文書で不開示とした部分は、法人代表者印の印影及び特定の法人の名称である。

異議申立人は、法人代表者印の印影については争わない旨主張しているため、以下特定の法人の名称の不開示妥当性について検討する。

特定の法人の名称について、当審査会が内容を確認したところ、本件事業所付近の環境調査に協力している法人の名称であった。

特定の法人の名称を開示すると当該法人の環境調査への協力が判明し、当該法人に対して関係者による妨害等がなされることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第8条第3号イに該当し、不開示が妥当である。

また、特定の法人は任意で当該環境調査に協力していると認められ、当該法人の名称を開示すると、今後同種の調査等において協力を得られなくなるおそれがあり、そのことにより実施機関の廃棄物適正化業務の円滑な遂行に支障をきたすおそれがあると認められ、条例第8条第6号柱書にも該当し、不開示が妥当である。

なお、異議申立人は、当該不開示部分が条例第8条第3号ただし書に該当し、開示すべき旨主張しているが、当該不開示部分は調査に協力した法人の名称であり、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために公にすることが必要であるとまでは認められないため、同号ただし書に該当せず不開示が妥当である。

### (2) パトロール報告書について

当該文書で不開示とした部分は、以下のとおりである。

- ・本件事業所以外のパトロール対象事業所に係る「時刻」、「現場名」、「所在地」及び「内容」欄
- ・本件事業所に対する指導事項等
- ・立会者及び苦情者の氏名及び属性
- ・写真

異議申立人は、不開示部分のうち条例第8条第2号本文前段に該当する個人識別情報については争わない旨主張しているため、以下不開示部分のうち立会者及び苦情者の氏名及び属性（文書14における苦情者の属性を除く）以外の部分について検討する。

ア 本件事業所以外のパトロール対象事業所に係る「時刻」、「現場名」、「所在地」及び「内容」欄について

当審査会が実施機関に確認したところ、監視パトロールについてはある程度、パターンを定めて行っているとのことである。

このことからすれば、当該部分を開示すると、監視パターンを知らせることとなり、その結果推測された時間帯等に、不正な操業を停止するなど、実施機関の指導・監督から逃れることが可能となり、実施機関が行う監視パトロールという事務事業に支障をきたすおそれがある。

したがって、「当該パトロールにおける違法若しくは不当な行為の発見を困難にするおそれがある」との実施機関の説明は首肯できるものであり、条例第8条第6号イに該当すると認められ、当該部分を不開示とした実施機関の決定は妥当である。

イ 本件事業所に対する指導事項等及び写真の不開示について

当審査会がパトロール報告書を見分したところ、不開示部分は文書9、文書10、文書15及び文書21においては、本件事業所に対する指導事項及び聴取事項であり、文書11においては、本件事業所内の写真である。

本件事業所に対する聴取事項及び写真については、本件事業所の協力のもと入手したものであると認められる。また、本件事業所に対する指導事項は、今後本件事業所の協力を得て改善していくものである。そのため、そのような情報を公にすることにより、今後、本件事業所が実施機関の指導監督事務に非協力的な対応を取るようになると、機動的かつ柔軟な指導が困難となり、ひいては、事故につながり得る小さな事象の発見が困難になるなど、廃棄物処理業者に対する指導監督事務という実施機関の事務事業に支障をきたすおそれがある。

したがって、「指導監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」との実施機関の説明は首肯できるものであり、条例第8条第6号柱

書に該当すると認められ、同条第3号イ該当性を判断するまでもなく当該部分を不開示とした実施機関の決定は妥当である。

ウ 文書14に記載されている苦情者の属性について

当該不開示部分について、実施機関は本件決定通知書において、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがある」として、不開示としている。しかし、当該不開示部分は、氏名とともに記載されており、氏名と一体として、個人に関する情報であり、特定の個人を識別できる情報であると認められる。

また、当該不開示部分は条例第8条第2号ただし書イからニのいずれにも該当しないと認められる。

よって、当該部分は、条例第8条第2号本文前段に該当し、不開示が妥当である。

(3) 立入検査票等について

当該文書で不開示とした部分は、以下のとおりである。

- ・立入検査票中、①立会人及び苦情者の職氏名②「その他」欄及び「総合評価」欄の記載の一部③欄外に記載の情報④出入り確認欄の排出事業者名
- ・運転状況確認票中の焼却炉運転状況
- ・指導事項票中の立会人の氏名及び指導事項
- ・写真及びその撮影内容等

異議申立人は、不開示部分のうち条例第8条第2号本文前段に該当する個人識別情報については争わない旨主張しているため、以下不開示部分のうち立会人及び苦情者の職氏名以外の部分について検討する。

ア 出入り確認欄の排出事業者名について

当該不開示部分には、本件事業所の取引相手方が記載されており、一般には、実施機関が主張するとおり、これらを公にすると、取引相手方との取引に影響を及ぼすことにより、本件法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

しかしながら、排出事業者、収集運搬業者及び処分業者の間の取引に伴う産業廃棄物の不適正な処理による社会的影響は大きいものであり、場合によっては周辺住民の生活環境や自然環境に悪影響を与えるおそれがある。そのため、産業廃棄物処理法は、産業廃棄物の処理に関して、産業廃棄物処理業に対する種々の厳しい制約を課している(産業廃棄物処理法第12条の3、第18条、第19条、第19条の3等)。

よって、産業廃棄物処理業に関する情報は、周辺住民だけでなく社会

的な関心も高いものであり、一定程度公開が求められる情報であると言え、排出事業者名についても、これらを公にすることにより本件法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは否定できないが、上記の状況を踏まえると、それらの不利益は、産業廃棄物処理業を営む本件法人が受忍すべき程度のものであり、当該不開示部分は条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。

イ 「その他」欄及び「総合評価」欄の記載の一部について

当該不開示部分には、排出事業者名、本件事業所に対する指導事項、聴取事項及び行政指導の方針等が記載されている。

実施機関が本件決定及び本件再決定を行うにあたっての開示・不開示の判断基準として、本件事業所に係る客観的事実である本件事業所の立入調査時に現場で確認された事実については、開示しても今後の事務事業の遂行への影響は認められないことから開示したものの、それ以外の情報については本件法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ又は、本件事業所から正確で詳細な供述が得られなくなるなど、当該指導監督事務の適正な遂行に支障をきたすおそれがあるため、不開示としたとのことである。

当該不開示部分のうち、本件事業所に対する行政指導の方針等については、これらを公にすると、今後の本件事業所に対する行政指導の視点などを知らせることとなり、取締りに関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあると認められることから、実施機関の上記の主張は首肯できるものであり、条例第8条第6号イに該当し、同条第3号イ該当性を判断するまでもなく当該部分を不開示とした実施機関の決定は妥当である。

また、本件事業所に対する指導事項及び聴取事項については、上記(2)イと同様の理由により、不開示が妥当である。

しかし、文書25、文書28及び文書38に記載されている排出事業者名については、上記アと同様の理由により条例第8条第3号イに該当せず、開示すべきである。

ウ 欄外に記載の情報について

(ア) 当該不開示部分には、本件事業所に係る苦情の内容及び聴取事項並びに苦情者の属性が記載されていた。

(イ) 苦情の内容については、これらを公にすると、今後周辺住民等から率直な意見等が寄せられなくなるおそれがあることなどから、実施機関の廃棄物処理の適正化に係る指導監督事務に支障をきたすおそれが認められる。

よって、「指導監督事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」  
との実施機関の説明は首肯できるものであり、条例第8条第6号柱  
書に該当すると認められ、同条第3号イ該当性を判断するまでもな  
く当該部分を不開示とした実施機関の決定は妥当である。

(ウ) 本件事業所の聴取事項については、上記(2)イと同様の理由によ  
り、苦情者の属性については上記(2)ウと同様の理由により、それ  
ぞれ不開示が妥当である。

エ 運転状況確認票中の焼却炉運転状況について

当審査会が実施機関に確認したところ、当該不開示部分は本件事業  
所内のモニターを撮影したものであるとのことである。

したがって、当該不開示部分は上記(2)イで述べた写真と同様のも  
のであると認められ、不開示が妥当である。

オ 指導事項票中の指導事項について

当該不開示部分には本件事業所に対する指導事項が記載されてい  
ることが認められた。よって、上記(2)イと同様の理由により、不開示  
が妥当である。

カ 写真及び撮影内容等について

当審査会が内容を見分したところ、不開示となった写真は本件事業  
所内の写真であり、また撮影内容等として本件事業所に対する指導事項、  
聴取事項及び行政指導の方針等に関する内容の記述が認められた。

そのうち、本件事業所内の写真、本件事業所に対する指導事項及び聴  
取事項については、上記(2)イと同様の理由により不開示が妥当であ  
る。

また、本件事業所に対する行政指導の方針等については、上記イと同  
様の理由により、不開示が妥当である。

ただし、文書26の「撮影内容」欄の記載の一部は、写真の内容につ  
いて、客観的な情報のみが記載されており、これらを開示しても本件法  
人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれは認められず、また、  
実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障をきたすおそれも認めら  
れないため、条例第8条第3号イ及び第6号に該当せず、開示すべきで  
ある。

また、文書33及び文書37の「撮影内容」欄の記載の一部並びに文  
書35、文書37、文書38及び文書40の欄外にある記載の一部は、  
行政指導にはつながらない、具体的な事実のみが記載されているため、  
条例第8条第3号イ及び第6号に該当せず、開示すべきである。

(4) 復命書等について

当該文書で不開示とした部分は、以下のとおりである。

- ・ 対応者及び苦情者の氏名
- ・ 「概要」欄又は「内容」欄の記載の一部
- ・ 運転状況確認票中、①焼却炉運転状況②「その他特記事項」欄及び欄外の記載の一部
- ・ 指導事項票中の立会人の氏名及び指導事項
- ・ 写真及びその撮影内容等

異議申立人は、不開示部分のうち条例第8条第2号本文前段に該当する個人識別情報については争わない旨主張しているため、以下不開示部分のうち対応者、苦情者及び立会人の氏名以外の部分について検討する。

ア 「概要」欄又は「内容」欄の記載の一部について

(ア) 当審査会が内容を見分したところ、苦情の内容、苦情者の属性、本件事業所に対する指導事項、聴取事項及び行政指導の方針等が記載されていた。

(イ) 苦情の内容については、苦情者が本件事業所付近で感じた具体的な状況が記載されており、個人の内心に関する情報である。また、周辺住民を巻き込んだ環境問題が顕在化している中、本件事業所に対する苦情を申し立てていたという事実は、通常他人には知られたくない情報である。よって、苦情の内容は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

また、苦情の内容によっては、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる場合もあるが、本件においては、本件事業所に起因する健康被害が客観的に認められていないことから、公にすることが必要であるとまでは言えず、条例第8条第2号ただし書ロに該当しない。また、同号ただし書イ、ハ及びニのいずれにも該当しない。

よって、当該不開示部分は、条例第8条第2号本文後段に該当し、不開示が妥当である。

(ウ) 苦情者の属性は上記(2)ウと同様の理由により、本件事業所に対する指導事項及び聴取事項については上記(2)イと同様の理由により、本件事業所に対する行政指導の方針等については上記(3)イと同様の理由により、それぞれ不開示が妥当である。

ただし、文書44、文書45及び文書50の記載は、本件事業所に対し指導を行ったか否かの記載であり、本件事業所に対する指導の有無については、本件決定においても開示されており、また、千葉県

議会においても実施機関から回答がなされているため、当該不開示部分は既に公にされていると認められる。よって、当該不開示部分は条例第8条第3号イ及び第6号に該当せず、開示すべきである。

イ 運転状況確認票中の焼却炉運転状況について

当該不開示部分については、上記(3)エと同様の理由により、不開示が妥当である。

ウ 運転状況確認票中の「その他特記事項」欄及び欄外の記載の一部について

当審査会が内容を見分したところ、本件事業所に対する聴取事項及び行政指導の方針等が記載されていた。

本件事業所に対する聴取事項については上記(2)イと同様の理由により、本件事業所に対する行政指導の方針等については上記(3)イと同様の理由により、それぞれ不開示が妥当である。

エ 指導事項票中の指導事項について

当該不開示部分は、上記(3)オと同様の理由により、不開示が妥当である。

オ 写真及び撮影内容等について

当審査会が内容を見分したところ、不開示となった写真は本件事業所内の写真であり、また撮影内容等として本件事業所に対する行政指導に関する内容が記載されていた。

よって、写真及び本件事業所に対する行政指導に関する内容は上記(2)イと同様の理由により、不開示が妥当である。

3 異議申立人のその余の主張について

異議申立人はその他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、実施機関は別表2の「開示すべき部分」に掲げる部分を開示すべきであるが、その余の決定は妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

| 年 月 日       | 処 理 内 容             |
|-------------|---------------------|
| 平成27年5月18日  | 諮問書の受理              |
| 平成27年9月30日  | 実施機関の理由説明書の受理       |
| 平成27年11月16日 | 異議申立人の意見書の受理        |
| 平成28年10月26日 | 審議                  |
| 平成28年11月30日 | 実施機関による口頭理由説明<br>審議 |
| 平成28年12月21日 | 審議                  |
| 平成29年1月25日  | 審議                  |







別表 2

| 文書番号   | 開示すべき部分  |
|--------|--|
| 文書 2 5 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 ページ「その他」欄 2 6 行目</li> <li>・ 4 ページ「排出事業者」欄</li> </ul>  |
| 文書 2 6 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5 ページ 番号 7 「撮影内容」欄</li> </ul>   |
| 文書 2 8 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 ページ「その他」欄 8 行目及び 9 行目</li> <li>・ 4 ページ「排出事業者」欄</li> </ul>                                       |
| 文書 3 3 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4 ページ 番号 3 「撮影内容」欄</li> </ul>   |
| 文書 3 5 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 6 ページ 欄外記載のうち、上端及び下端の部分</li> <li>・ 7 ページ 欄外記載</li> <li>・ 9 ページから 1 1 ページ 欄外記載</li> </ul>          |
| 文書 3 7 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 7 ページ 番号 8 「撮影内容」欄</li> <li>・ 1 8 ページ 番号 9 「撮影内容」欄</li> <li>・ 2 2 ページ 欄外記載</li> </ul>           |
| 文書 3 8 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 ページ「その他」欄 8 行目 3 2 文字目から 9 行目 4 文字目及び 9 行目 1 6 文字目から 2 2 文字目</li> <li>・ 1 5 ページ 欄外記載</li> </ul> |
| 文書 4 0 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 5 ページ 欄外記載</li> </ul>   |
| 文書 4 4 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 ページ「4 概要」欄 4 行目</li> </ul>  |
| 文書 4 5 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 ページ「4 概要」欄 6 行目</li> </ul>  |
| 文書 5 0 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 ページ「4 概要」欄 6 行目</li> </ul>  |

(参考)

千葉県情報公開審査会第 2 部会

| 氏 名   | 職 業 等            | 備 考      |
|-------|------------------|----------|
| 木村 琢磨 | 千葉大学大学院専門法務研究科教授 | 部会長職務代理者 |
| 荘司 久雄 | 城西国際大学非常勤講師      | 部会長      |
| 日名子 暁 | 弁護士              |          |

(五十音順)